

山林所得  
収支内訳書  
(計算明細書)

譲渡者 住所		氏名 (フリガナ)	電話番号	( )
関与住所 税理士		氏名	電話番号	( )

			合計	内訳	
特例適用条文				措法条	措法条
譲渡した山林の明細	山林の所在地番				
	面積	皆伐・間伐の区分		ヘクタール	皆伐・間伐
	樹種	樹齢			年
	本数	数量		本	$m^3$
	譲渡先	住所又は所在地			
		氏名又は名称			
譲渡した年月日			年月日	年月日	
譲渡山林を植林・購入した時期			年月日	年月日	
譲渡価額の総額(収入金額)		①	A 円		円
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額		②		円
	専従者控除額のうち②に相当する部分の金額		③		円
	計(②+③)		④		円
	差引(①-④)		⑤		円
取得費、管理費など	概算経費率による場合	概算経費の額(⑤×50%)	⑥		円
	概算経費率によらない場合	植林費、取得に要した経費	⑦		円
		管理費その他の育成費用	⑧		円
		③以外の専従者控除額	⑨		円
		計(⑦+⑧+⑨)	⑩		円
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)		⑪		円	円
必要経費{④+(⑥又は⑩)+⑪}		⑫		円	円
森林計画特別控除(注1)	概算経費率の適用を受ける場合(注2)で計算した金額を記載する。)		⑬		円
	概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額(注2)で計算した金額を記載する。)	⑭		円
		所得基準額(⑤×50%-⑩)	⑮		円
		⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯		円
差引金額{⑪-⑫-(⑬又は⑯)}		⑰		円	円
特別控除額		⑱			
山林所得金額		⑲	B 円		

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。  
2 ⑮の金額が2,000万円以下のときは「⑮×20%」、⑮の金額が2,000万円超のときは「⑮×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。